

独立行政法人海洋研究開発機構
データ・サンプルの取り扱いに関する基本方針
（データポリシー）

平成19年5月16日

1. 目的

この基本方針は、独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）が研究開発の成果として取得した各種のデータ・サンプルの取り扱いと科学的・教育的利用などについて述べるものです。

機構は、地球を海洋を中心とした一つのシステムとしてとらえ、様々な基盤的研究開発を実施しています。加えて、得られた成果の広報・普及・啓発活動を通じ人類の持続的な発展、知識の体系化や拡大などに貢献するよう努めています。

機構は多くの先端的な施設や設備を保有し、極めて学術的価値の高いデータ・サンプルを取得しています。これらのデータ・サンプルは、人類共有の財産であり、研究・教育などの利用のために広く公開され、将来にわたって世界中で活用されることが重要です。これらの貴重なデータ・サンプルを長期にわたり保管し、利用しやすい形で提供することが、機構に課せられた最も重要な使命の一つと考えます。

2. データ・サンプルの定義

ここで言うデータ・サンプルとは、機構の施設・設備等を利用して取得されたもの及びその際に派生して取得されたものを指します。

具体的には、データとは調査観測データ、シミュレーションデータ、画像（動画、静止画、写真を含む）、図面等の調査研究等で得られた各種情報及びそれらを記録したものを指し、サンプルとは生物、堆積物、岩石、海水等の調査研究等で得られた標本を指します。

3. データ・サンプルの帰属

機構の施設・設備等を利用して取得されたデータ・サンプルは、特別な取り決めがある場合を除き、機構に帰属します。

4. データ・サンプルの管理、保管及び活用

機構は、科学的・教育的利用のため、国内外の研究機関及び研究者などがデータ・サンプルを利用できるように、適切に管理・保管するとともに迅速で円滑に提供するよう努めます。また、国民に利益が還元されるよう産業利用等を促進します。

5. データ・サンプルの知的財産としての取り扱い

各種のデータ・サンプルには、知的財産として保護すべきものが存在します。これについては機構が指定します。

知的財産は、科学的価値のみならず社会経済的価値を有しており、適切な形態で社会に発信、還元されるべきものであり、機構の「知的財産に関する基本方針」にもとづき、知的財産と指定されたデータ・サンプルの積極的活用を図るとともに適切な管理に努めます。

6. データ・サンプルの公開

知的財産と指定されないデータ・サンプルの公開については以下のとおりとします。

データ・サンプルの公開猶予期間

データやサンプルを取得した者には、それらを公開するために必要な処理（補正、品質管理等）を含め、自らの研究成果（論文等）を作成するため、一定期間、優先的に使用できる権利が与えられます。その公開猶予期間終了後、機構はすみやかにそれらを公開します。

データ・サンプルの提供方法

機構は利用しやすい形でそれらの情報の提供を行います。また、利用者のニーズを取り入れるための仕組みを作ります。

データ・サンプルの利用料

機構に帰属するデータ・サンプルを科学的・教育的に利用する場合は、提供に関する実費を除き原則として無償とします。また、産業利用については原則として有償とし、その取り扱いに応じ適切な対価を徴収して提供します。

7. データ・サンプルの処分

機構は、保管・管理するに値しないと思われる場合または保管・管理する合理的な期間を経過したデータ・サンプルについて、機構の判断により処分（廃棄・譲渡）できるものとしてします。

機構は、以上の基本方針を担保するため関係諸規定を適切に整備するとともに、機構の施設・設備等を利用する研究者等に対し本方針に則ったルール遵守を要請します。

国立研究開発法人国立環境研究所データの公開に関する基本方針（データポリシー）

平成29年4月1日

1. 目的

本基本方針は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下、国立環境研究所）が、研究活動を通して取得・作成したデータの公開について、その基本的事項を定めるものである。

国立環境研究所は、環境研究分野を俯瞰した上で、緊急的・重点的に取り組むべき研究、継続的なデータの蓄積や観測精度の向上が求められる基盤的研究、国内外で観測・調査体制を構築して実施する研究事業等を高い水準で実施する。これらの研究活動を通じて取得されるデータが、産官学ならびに市民に幅広く利用されることで、我が国全体の研究開発成果の最大化に資するよう、積極的にデータの公開に努める。

2. 公開するデータの範囲

国立環境研究所が研究活動を通じて取得・作成したデータのうち、研究成果として公開したデータの他、公益性や社会的ニーズが高く、公開することが適当であると判断したデータを公開対象とする。個人情報保護の観点や、産業技術情報の保護その他の観点から、国立環境研究所が公開は適当でないと判断するデータについては、公開の対象外とする。

3. データの品質・管理

国立環境研究所は、公開するデータの品質確保と適切な管理に努める。また、データの取得・作成に関わるトレーサビリティの確保に努める。

4. データの帰属・利用条件

国立環境研究所が自ら取得・作成したデータの知的財産権は、別に定める場合を除き、国立環境研究所に属する。データの取得・作成が、他の研究機関等と共同で行われた場合の知的財産権の帰属については、それら研究機関等との取り決めにより定める。

当該データの全部または一部を無断で転載することや、二次配布を行うことは、別に定める場合を除き認めない。当該データを利用した研究結果等を論文や報告書等に掲載する場合は、国立環境研究所の取得・作成したデータを利用した旨を明記することとする。また、当該データの種類や利用目的等によっては、当該データの利用を有償とする場合がある。

5. データの公開期間

国立環境研究所は、可能な限り速やかに、かつ継続的なデータの公開に努める。ただし、データの品質を確保するための準備期間や、研究者の論文投稿等に必要と認められる猶予

期間の間等、データの公開を合理的と認められる範囲で遅らせる場合がある。また、データは公開を打ち切る場合がある。

6. 免責

国立環境研究所は、公開するデータの利用に関して生じる一切の損害についての責任を負わない。

国立極地研究所オープンアクセス方針

平成29年11月24日

情報・システム研究機構国立極地研究所

情報・システム研究機構国立極地研究所（以下「研究所」という。）は、オープンアクセス方針を以下のよう

に定める。

（研究成果公開に関する原則）

1. 研究所は、出版社、学会、所内部署等が発行した学術雑誌に掲載された教職員の研究成果（以下「研究成果」という。）を、研究所の機関リポジトリ「国立極地研究所学術情報リポジトリ（National Institute of Polar Research Repository）」において公開する。公開する研究成果には、原則として「クリエイティブ・コモンズ 表示 国際パブリック・ライセンス 4.0 及びその後継版」を付与する。

（研究成果の根拠データ公開に関する原則）

2. 研究所は、研究成果のエビデンスとなる研究データ（以下「根拠データ」という。）を原則として公開する。

（公開及び適用の例外）

3. 本方針を適用することにより第三者の権利を侵害する可能性があると認められる特段の事情があるとき、または研究成果及びその根拠データの公開に際して本方針に相反する契約が締結されているときは、研究所は当該研究成果及びその根拠データを公開しない。ただし、特段の事情が消滅した、または本方針に相反する契約が解除された場合には、この限りでない。

（適用時期）

4. 本方針は、平成29年12月以降の研究成果及びその根拠データに適用されるものとする。

（その他）

5. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。